

## 【第43条（屋内消火栓設備に関する基準）】

（屋内消火栓設備に関する基準）

第43条 次の各号に掲げる防火対象物には、屋内消火栓設備を設けなければならない。

- (1) 令別表第1（16）項に掲げる防火対象物で、特定主要構造部（建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては延べ面積が3,000平方メートル以上、特定主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は同条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては延べ面積が2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては延べ面積が1,000平方メートル以上のもの
  - (2) 令別表第1に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの（特定主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積が100平方メートル（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあつては、200平方メートル）以下のもの及び5階以上の階の床面積が100平方メートル（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあつては、200平方メートル）以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているものを除く。）
- 2 前項の規定により設ける屋内消火栓設備は、令第11条第3項及び第4項並びに規則第12条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

※ 改正経過：制定〔昭和26年条例第48号〕、全部改正〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和50年条例第40号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕、一部改正〔平成4年条例第9号〕、一部改正〔平成12年条例第50号〕、一部改正〔令和6年条例第12号〕

### 【趣旨】

本条は、政令第11条第1項の適用を受けない政令別表第1（16）項及び5階建て以上の防火対象物に屋内消火栓設備を設置する際の基準について、必要な付加基準を定めたものである。

### 【解説】

- 1 「屋内消火栓設備」とは、初期消火又は延焼拡大の防止を主目的としたもので、加圧送水装置、起動装置、配管、屋内消火栓、電源、水源等から構成され、火災の際は手動により起動装置を操作し、加圧送水装置（消火栓ポンプ等）を起動させ、配管を通して送水し、人がボックス内のホースを延長し、開閉弁を開放することにより消火作業を行うものである。屋内消火栓設備の設置及び維持に関する全国的な技術上の基準については、政令第11条、省令第12条等のとおりである。
  - 2 札幌市では、このほかに、以下に掲げる防火対象物には、屋内消火栓設備を設置することとしている。
    - (1) 政令別表第1（16）項に掲げる防火対象物で、次に掲げるもの
      - ア 特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物 延べ面積3,000平方メートル以上
      - イ 特定主要構造部を耐火構造としたア以外の防火対象物又は建基法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物 延べ面積2,000平方メートル以上
      - ウ ア及びイ以外の防火対象物 延べ面積1,000平方メートル以上
    - (2) 政令別表第1に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの。ただし、次に掲げるものは除く。
      - ア 特定主要構造部が耐火構造で、5階以上の階の床面積が100平方メートル以下のもの
- ※ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものは、「100平方メートル」

【第43条（屋内消火栓設備に関する基準）】

は「200平方メートル」となる。

イ 特定主要構造部が耐火構造で、5階以上の階の床面積が100平方メートル以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているもの

※ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものは、「100平方メートル」は「200平方メートル」となる。

耐火構造の区画を用いて適用外とする場合、避難経路となる廊下、階段部分を独立して区画し、区画以外の部分が100（200）平方メートルを超える場合は、さらにその部分を区画することとしている。

3 札幌市における屋内消火栓設備の設置及び維持に係る技術上の審査基準については、札幌市公式ホームページに掲載されている「建築確認同意・消防用設備等設置規制事務審査基準」の屋内消火栓設備の項を参照すること。